



内閣府  
男女共同  
参画局

# 地域女性活躍推進交付金

# 女性活躍・男女共同参画の重点方針2026（抜粋）

## Ⅲ 女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくり

- ・地域女性活躍推進交付金により、男女共同参画センターが行う事業者団体や企業、大学、教育委員会や学校、地域コミュニティ、女性団体、若者等と連携・協働した取組を推進する。また、地域における連携と協働の円滑化のため、JGEPAにおいて、様々な全国団体や関係機関とのネットワークの構築に取り組むとともに、関係機関が一度に会する全国会議やブロック会議を実施する。【内閣府、文部科学省】
- ・地域未来戦略における産業クラスターの形成や成長戦略の戦略分野における女性人材（女性デジタル人材含む。）の育成・就業・起業、定着、役員・管理職への登用等について、地域女性活躍推進交付金等により、地方公共団体が行う取組を推進する。【内閣府】

# 令和8年度第2回公募のポイント

✓ 事務連絡で案内している通り、令和8年度第2回の公募においては優先採択の条件を付しております。

## 公募要領 第10の3 (3)

独立行政法人男女共同参画機構との連携が認められる事業又は男女共同参画センター（男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第18条第2項に規定するものをいう。）が「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に即して行う、地域における様々な関係者との連携が認められる事業について、優先的に採択するものとします。  
※つながりサポート型は、主たる事業を特定非営利活動法人等に委託するものであることから、今回の連携による優先採択の対象としません。

### 努力義務

地方公共団体  
男女共同参画センターがその機能を担う体制を確保する



体制確保



男女共同参画センター

⇒関係者相互間の連携・協働を促進するための拠点

#### 男女共同参画センターの業務

1. 地域の課題及びニーズの把握
2. 広報・啓発、講座・研修
3. 地域の課題解決のための企画立案等への参画
4. 相談対応
5. 地域における様々な関係者との連携

### 地域における様々な関係者との連携の例

1. 事業者団体等との連携
2. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大に関する関係部局等との連携
3. 学校等との連携
4. 地方公共団体等の相談支援機関との連携
5. 地域コミュニティ（自治会等）との連携

### 地域女性活躍推進交付金の趣旨に合う申請であることを前提

- 独立行政法人男女共同参画機構との連携が認められる事業は優先的に採択します。
- 地域における様々な関係者との連携が認められる事業については優先的に採択します。

# 租税特別措置・補助金見直し

○租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議（令和8年4月10日）において、  
租税特別措置・補助金見直し担当大臣から各府省庁における自己点検を実施するよう指示

・各府省庁における要求・要望に向けた自己点検における「点検の視点」

特に補助金・基金について

- ①効果検証を強化し、成果に基づく制度運用へ転換すべき
- ②政策目的と手段を精査し、公平で目的に即した政策設計・運用を徹底すべき
- ③事業構造や執行面の改善により、透明性・効率性を高め、不正・中抜きを防止すべき
- ④補助金依存体質を改め、自治体・事業者の自立や成長につながる仕組みに改めるべき
- ⑤申請・報告等の事務負担を軽減し、現場が本来業務に専念できるようにすべき

○補助金・基金の見直しの方向性についての自民党提言（令和8年6月23日）

・地域女性活躍推進交付金については、地方公共団体による成果目標の設定と効果検証の徹底、成長戦略や関係者の連携・協働の拠点の機能強化に係るメニューの重点化、NPO等に係る要件の見直しを行うこと。